

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を **3 %以上増額** 改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

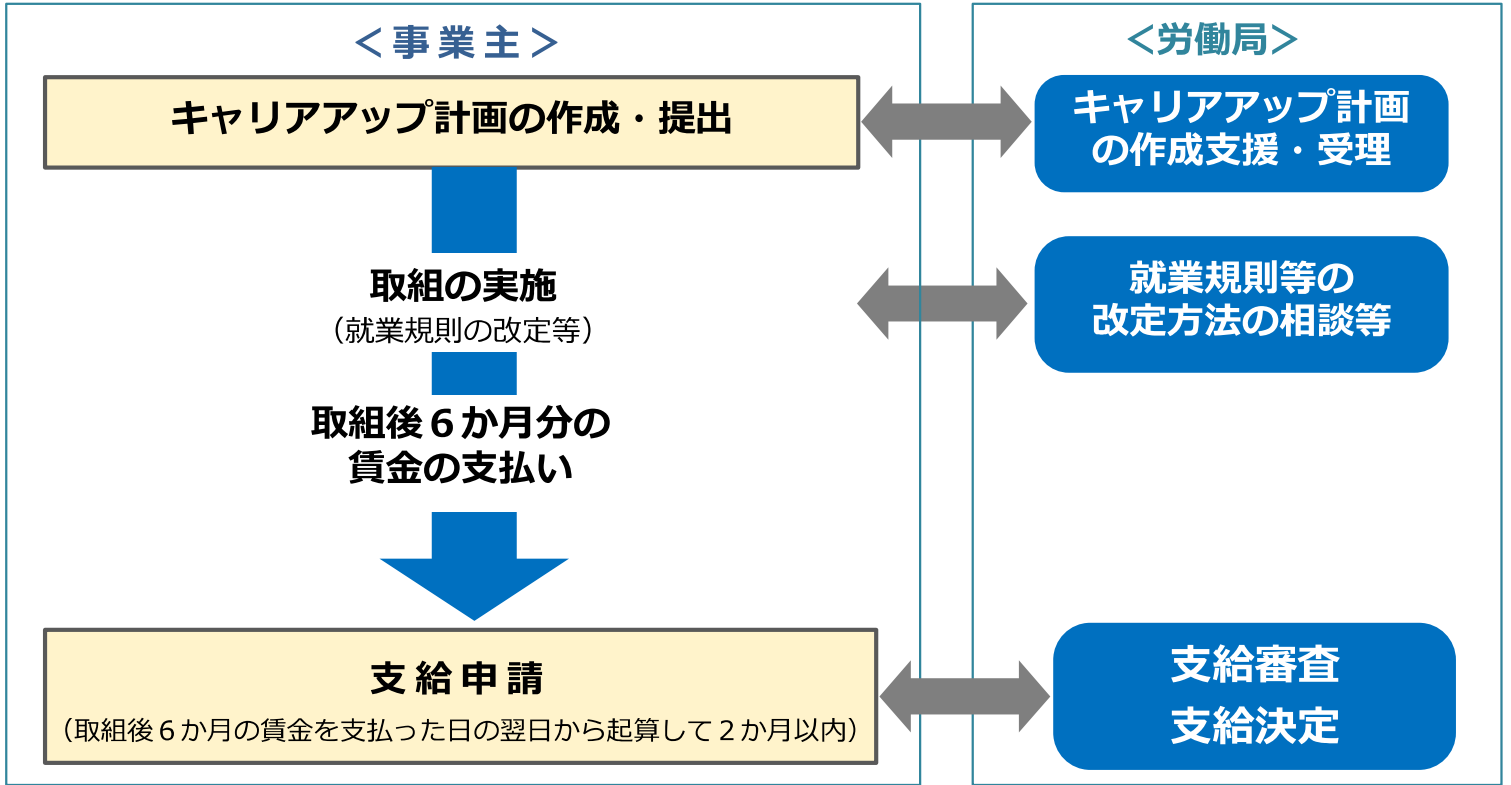
助成額（引き上げた労働者1人当たり）

	中小企業の場合	大企業の場合
3 % 以上 4 % 未満	4 万円	2 . 6 万円
4 % 以上 5 % 未満	5 万円	3 . 3 万円
5 % 以上 6 % 未満	6 . 5 万円	4 . 3 万円
6 % 以上	7 万円	4 . 6 万円

※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合15万円）
※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算
1事業所当たり20万円（大企業の場合15万円）

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

賃金規定等改定の実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



お問い合わせ

詳しくは、**佐賀労働局職業対策課（助成金担当）** までお問い合わせください。
電話番号：0952-32-7173
パンフレット、申請様式等は厚生労働省ホームページに掲載しています。

キャリアアップ助成金 検 索

計画の提出（支給申請）は**佐賀労働局 職業対策課（助成金担当）**です